

令和8年度における運転免許関係講習 の委託に係る公安委員会認定の申請受付について

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第3項の規定に基づき、福島県公安委員会が委託をする講習については、道路交通法施行規則(昭和35年12月3日総理府令第60号)第38条の3の規定により、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると福島県公安委員会が認めた者に委託することができるとされています。

このため、講習の受託契約をしようとする場合は、事前に福島県公安委員会の認定を受けている必要があります。

運転免許関係講習の委託に係る公安委員会認定の申請受付については、下記のとおり行います。

1 公安委員会認定の対象となる講習

講習名	講習種別
停止処分者講習	法第108条の2第1項第3号に掲げる講習
大型車等講習	法第108条の2第1項第4号に掲げる講習
大型二輪車等講習	法第108条の2第1項第5号に掲げる講習
原付講習	法第108条の2第1項第6号に掲げる講習
大型旅客車等講習	法第108条の2第1項第7号に掲げる講習
応急救護処置講習	法第108条の2第1項第8号に掲げる講習
指定自動車教習所職員講習	法第108条の2第1項第9号に掲げる講習
更新時講習	法第108条の2第1項第11号に掲げる講習
違反者講習	法第108条の2第1項第13号に掲げる講習
特定任意講習	法第108条の2第2項に掲げる講習

2 申請要件

(1) 新たに認定を受けようとする者

別紙「福島県公安委員会公告第1号」の基準を満たすほか、別表の講習種別に係る講習指導員を置くことができる。

(2) 前年に引き続き継続して認定を受けようとする者

認定を受けようとする講習種別につき、現在、福島県公安委員会の認定を受けていること。

3 申請要領

(1) 新たに認定を受けようとする者

上記2(1)の要件を満たすことが確認できる書類として、下記番号1から番号11までの書類を提出してください。

(2) 前年に引き続き継続して認定を受けようとする者(前年と同じ講習種別の認定を申請する場合に限る。)

下記番号1の書類に、現在の指令書(公安委員会が認定をした旨が記載された文書)の写しを添付して提出してください。

申請書類一覧表

番号	提出書類	書類様式
1	申請書	様式第1号
2	定款及び履歴事項全部証明書若しくは登記簿謄本	
3	県税（地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを証する書面	
4	消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がないことを証する書面	
5	直近の決算報告書	
6	役員等の氏名、生年月日及び住所を記載した名簿	様式第2号
7	法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいないことを確約する書面 (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられ又は法第75条第1項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者 (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 (6) 心身の障害により講習業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者 適正に業務を推進できることを確約する書面	様式第3号
8	講習指導員の名簿	様式第4号
9	実施責任者の履歴書	様式第5号
10	講習指導員について、別表の講習種別に係る講習指導員の要件に該当する者であることを証する履歴書	様式第6号
11	講習を行うのに必要な資機材等を準備し、それらの資機材を搬送するのに適した車両を有していることを証する書面	様式第7号

4 申請手続

(1) 受付期間

令和8年1月26日(月)から2月13日(金)までの午前9時から午後4時までの間

※ 土日祝日を除く。

(2) 申請書の提出先

福島県福島市町庭坂字大原1番地の1

福島県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出方法

前記(2)の場所に直接持参し、提出してください。

(4) 提出部数

1部

(5) 問合せ先

福島県警察本部交通部運転免許課

TEL 024-591-4372

5 結果の通知

書面にて通知します。

6 その他

(1) 申請に係る費用は、申請者の負担となります。

(2) 提出書類は、前記3に記載された番号の順に編綴して提出してください。

(3) 前記3に掲げた提出書類の全てが揃っていない場合は、申請を受け付けること
ができませんので、提出する前によく確認してください。

(4) 提出資料は返却いたしません。

別紙

福島県公安委員会公告第1号

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると福島県公安委員会が認める者の基準については、次のとおりである。平成27年福島県公安委員会公告第3号は、廃止する。

令和2年1月28日

福島県公安委員会委員長 森岡 幸江

1 組織に関すること

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。
- (2) 法人等の役員（講習を行う社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し講習を行う社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条第1項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - カ 心身の障害により講習を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- (3) 福島県内に事務所を有していること。
- (4) 法人等の責任者と講習に従事する職員が直接的な雇用関係にあり、かつ、職員に講習を専従させることができること。

2 設備に関すること

- (1) 福島県公安委員会が指定する場所で講習が実施できるほか、講習の種別に応じ、講習場所を確保できること。
- (2) 講習を行うために必要な資機材等を準備し、それらの資機材を搬送するのに適した車両を有していること。

3 能力に関すること

- (1) 講習の種別に応じ、講習に従事する職員を必要数配置できること。
- (2) 講習を行う責任者を配置すること。また、講習に関しトラブルが生じた場合は、その責任者において即時対応が可能であること。

様式第1号

申請書

令和 年 月 日

福島県公安委員会

申請者 所在地
名 称
電話番号
(代表者) 職
氏名

道路交通法第108条の2第3項に規定する下記の講習につき、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により、福島県公安委員会の認定を受けるため、書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は、事実と相違ないことを誓約します。

講 習 名	認定の申請をする講習
停 止 処 分 者 講 習	
大 型 車 等 講 習	
大 型 二 輪 車 等 講 習	
原 付 講 習	
大 型 旅 客 車 等 講 習	
応 急 救 護 処 置 講 習	
指定自動車教習所職員講習	
更 新 時 講 習	
違 反 者 講 習	
特 定 任 意 講 習	

備考 認定を申請する講習について、「認定を申請する講習」欄に○印を付けて下さい。

樣式第 2 号

役員名簿

様式第3号

誓 約 書

道路交通法第108条の2第3項に規定する講習（様式1号の「認定を申請する講習」欄に○印を付けた講習に限る。）について、福島県公安委員会公告第1号の基準を満たしていることを誓約します。

福島県公安委員会

令和 年 月 日

申請者 所在地
名称
(代表者) 職
氏名

樣式第 4 号

講 習 指 導 員 名 簿

令和 年 月 日現在

備考 責任者から順に記載すること。

実施責任者履歴書

本籍住所	
ふりがな 氏名 生年月日	
学歴	
職歴 (業務係名・従事年数等)	
賞罰	
運転免許種別 及び取得年月日	
備考	

講習指導員履歴書

本籍 住所	
ふりがな 氏名 生年月日	
学歴	
職歴 (業務係名・従事年数等)	
賞罰	
運転免許種別 及び取得年月日	
備考	

資機材及び車両一覧

ふりがな 法人等の名称		所在地		
番号	資機材・車両名	台数	所有者	備考

備考 リース等により所有者が異なる場合は、所有者欄にその旨を記載すること。また、備考欄にリース期間等を記載すること。

別表

法第108条の2第3項に規定する福島県公安委員会が委託する講習の講習指導員の要件等

件名	講習種別	講習指導員の要件	備考
停止処分者講習及び違反者講習	<input type="radio"/> 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習 <input type="radio"/> 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	<p>1 25歳以上の者であること。</p> <p>2 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。</p> <p>3 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(1) 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者</p> <p>(2) 法第117条の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</p> <p>(3) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律（平成25年法律第86条）第2条から第6条までの罪又は法律に規定する罪（(2)に規定する罪を除く。）を犯し、禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又はその執行を受けることとなった日から2年を経過しない者</p> <p>4 次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(1) 運転適性に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者</p> <p>イ 公安委員会が運転適性に関する業務に関しアに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者</p> <p>(2) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者</p> <p>イ 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者</p> <p>ウ 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関しア又はイに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者</p> <p>5 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者</p> <p>(2) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修）を終了した者</p>	業務履行のために必要とする講習指導員の数は8名以上とする（違反者講習と兼務とする。）。
大型車等講習	<input type="radio"/> 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	<p>1 大型車講習</p> <p>(1) 道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下「16年改正法」という。）による改正後の法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大型）の交付を受けている者</p> <p>(2) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年5月27日付け政令第183号）附則第5条第1項の規定により公安委員会が指定する研修又はこれに準じた教育として公安委員会が認めるものを修了した次の者</p> <p>ア 道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条に規定するみなし教習指導員（以下「みなし教習指導員」という。）のうち、同法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「平成5年改正前の道路交通法」という。）第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者</p>	業務履行のために必要とする講習指導員の数は36名以上とする。（大型二輪車等講習、大型旅客車等講習及び応急救護処置講習と兼務とする。）

		<p>イ 平成16年改正法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大型）の交付を受けている者</p> <p>(3) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「届出規則」という。）第1条第2項第1号口に規定する届出自動車教習所指導員研修課程（以下「届出自動車教習所指導員研修課程」という。）で大型免許に係るものを修了した者であって、同号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者</p> <p>2 中型車講習</p> <p>(1) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（中型）の交付を受けている者</p> <p>(2) みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の道路交通法第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者</p> <p>(3) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（中型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者</p> <p>3 準中型車講習</p> <p>(1) 道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「平成27年改正法」という。）による改正後の道路交通法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（準中型）の交付を受けている者</p> <p>(2) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）附則第4条第1項の規定により都道府県公安委員会が指定する研修を修了した者であって、平成27年改正法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（中型）の交付を受けている者</p> <p>(3) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（準中型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者</p> <p>4 普通車講習</p> <p>(1) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（普通）の交付を受けている者</p> <p>(2) みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の道路交通法第99条第1項第3号の規定により、普通自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者</p> <p>(3) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者</p>	
大型二輪車等講習	○ 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	<p>1 大型二輪車講習</p> <p>(1) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大自二）の交付を受けている者</p> <p>(2) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型二輪免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者</p> <p>2 普通二輪車講習</p> <p>(1) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（普自二）の交付を受けている者</p> <p>(2) みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の道路交通法第99条第1項第3号の規定により自動二輪車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者</p> <p>(3) 技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成8年国家公安委員会規則第9号）附則第9条の規定により、教習指導員資格者証（普自二）とみなされる教習指導員資格者証（自二）の交付を受けている者</p> <p>(4) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通二輪免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2</p>	<p>業務履行のため に必要とする講習 指導員の数は37名 以上とする。（大 型二輪車等講習、 大型旅客車等講習 及び応急救護処置 講習と兼務とす る。）</p>

		項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者	
原付講習	○ 法第108条の2 第1項第6号に掲げる講習	<p>1 21歳以上の者であること。</p> <p>2 原動機付自転車を運転することができる免許を現に受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上の者であること。</p> <p>3 原動機付自転車の安全運転に関する技能及び知識に関して次のいずれかに該当し、運転指導の実務が豊富な者であること。</p> <p>(1) 福島県二輪車安全運転推進委員会が認定する二輪車安全運転指導員の資格を有する者</p> <p>(2) 上記の者と同等以上の技能及び知識を有していると認められる者</p> <p>4 過去2年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止処分を受けたことのない者であること。</p> <p>5 講習の指導について不正な行為をし、又は講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年以上経過している者であること。</p> <p>6 刑罰法令に違反し、罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過している者、又は現に起訴されていない者であること。</p> <p>7 その他人格、識見ともに優れ講習指導員としてふさわしい者であること。</p>	業務履行のため に必要とする講習 指導員の数は14名 以上とする。
大型旅客車等講習	○ 法第108条の2 第1項第7号に掲げる講習	<p>1 大型旅客車講習</p> <p>(1) 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証（大型二種）の交付を受けている者</p> <p>(2) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者</p> <p>2 中型旅客車講習</p> <p>(1) 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証（中型二種）の交付を受けている者</p> <p>(2) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（中型二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者</p> <p>3 普通旅客車講習</p> <p>(1) 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証（普通二種）の交付を受けている者</p> <p>(2) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者</p>	業務履行のため に必要とする講習 指導員の数は36名 以上とする。（大 型二輪車等講習、 大型旅客車等講習 及び応急救護処置 講習と兼務とす る。）
応急救護処置講習	○ 法第108条の2 第1項第8号に掲げる講習	<p>1 公安員会が応急救護処置指導員の養成を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める者が実施する養成講習を受け、その課程を修了した者</p> <p>2 公安員会が応急救護処置の指導に関し1に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者</p>	業務履行のため に必要とする講習 指導員の数は36名 以上とする。（大 型二輪車等講習、 大型旅客車等講習 及び応急救護処置 講習と兼務とす る。）
指定自動車教習所職員 講習	○ 法第108条の2 第1項第9号に掲げる講習	<p>1 教習指導員に係る講習科目のうち、「教習指導員として必要な教育についての知識」に関しては、教育学、心理学等の専門的な知識を有する有識者等。</p> <p>2 教習指導員に係る講習科目のうち、「教習指導員として必要な自動車の運転技能」、「技能教習の教習方法」及び「学科教習の教習方法」に関しては、教習指導員の資格を有し、実務経験が豊富で、指導力に優れた者等。</p> <p>3 技能検定員に係る講習科目のうち、「技能検定員として必要な自動車の運転技能」及び「自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法」に関しては、技能試験官又は技能検定員の資格を有し、</p>	業務履行のため に必要とする講習 指導員の数は36名 以上とする。

		<p>実務経験が豊富で、指導力に優れた者等。</p> <p>4 副管理者に係る講習科目のうち、「自動車教習所の管理に関する知識」に関しては、管理者又は管理監督に関する知識及び実務経験が豊富な者等。</p>	
更新時講習 及び 特定任意講習	<input type="radio"/> 法第108条の2 第1項第11号に掲げる講習 <input type="radio"/> 法第108条の2 第2項に掲げる講習	<p>1 25歳以上の者であること。</p> <p>2 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。</p> <p>3 自動車等の運転経験や安全運転に関する経歴等から、講習に必要な人格、知識、経験及び教育能力を有する者</p> <p>4 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(1) 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられその執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</p> <p>(2) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86条）第2条から第6条までの罪又は法律に規定する罪（(1)に規定する罪を除く。）を犯し、禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又はその執行を受けることとなった日から2年を経過しない者</p>	業務履行のため に必要とする講習 指導員の数は25名 以上とする。